

AICHI STEEL

つくろう、未来を。
つくろう、素材で。

パソコン・
スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。



<https://s.srdb.jp/5482/>

第 119 回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月21日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

愛知製鋼株式会社
本館 大会議室

愛知県東海市荒尾町
リノ割 220 番地

感染症対策に関するお知らせ

- ・当日のご来場はご体調や感染拡大状況をご考慮の上ご判断ください。
- ・今後の感染状況の変化によって運営方針に変更がある場合は当社ウェブサイトにてお知らせします。
<https://www.aichi-steel.co.jp/>

愛知製鋼株式会社
(証券コード 5482)



株主の皆様へ



代表取締役社長
藤岡 高広

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

2022年度の当社グループの業績は、主要顧客である自動車業界の急激な量変動および減産影響、ウクライナ情勢に絡んだ原材料・エネルギーの続騰があったものの、それに応じた製品売価への反映に加え、全社一丸での原価低減や経費削減、子会社の増益などにより増収増益となりました。

これまで地道に取り組んできた対応の成果が収益に現れたとはいえ、購入品の高値継続と供給不足懸念、自動車の機構変化に伴う特殊鋼の需要減、カーボンニュートラルの加速化など、今後も長期にわたり不安定な状況が続くと見込まれ、取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

このようななか、2023年度は、勝ち残りを賭け、「Aichi Wayでの“大変革”！将来の生き残りをかけ、全員本気で全力発揮！！」をスローガンに活動していきます。2021—23年度中期経営計画の最終年度として、目標達成に向けて全社一丸となって取り組み、2030年ビジョンで掲げる“Company of Choice Globally”（世界中で選ばれる会社）の実現に向け、ぶれることなく取り組んでいきます。

今後も当社グループは、目まぐるしく変化する社会の潮目に先読みで対応し、長年磨き上げてきたモノづくり力をいっそう進化させていきます。そして、ムダの削減による「一層の筋肉質な体質づくり」や、既存ビジネスの付加価値を上げながら新規ビジネスも成長させる「両利きの経営」を推進し、持続的成長を続けながら、日本のモノづくりの発展に貢献していきます。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

2023年6月1日

Aichi Way



Aichi Wayについて

当社グループが、継続的な成長を続け企業価値を高めていくために、どのような価値観を共有し、どのような行動をとるべきかを示した規範です。創業から受け継がれてきた精神と価値観を「伝承」し、全てのステークホルダーへの「感謝」を忘れず、より良い社会を「創造」していくことを目指しています。

株 主 各 位

愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地
愛知製鋼株式会社
代表取締役社長 藤岡高広

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第119回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.aichi-steel.co.jp/ir/library/meeting/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、当社ウェブサイトが閲覧できない場合は、以下の東証ウェブサイトへアクセスして、銘柄名（愛知製鋼）または証券コード（5482）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご欠席の場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月20日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2023年6月21日（水曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）	
2. 場 所	愛知製鋼株式会社 本館 大会議室 愛知県東海市荒尾町ワノ割220番地	
3. 目的事項	報告事項	第119期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
	決議事項	第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
		以上

議決権行使方法についてのご案内



➡ インター
ネット

議決権行使専用サイト <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否を
2023年6月20日（火曜日）
午後5時30分までにご入力ください。



➡ 郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
2023年6月20日（火曜日）
午後5時30分までに到着するようにご返送ください。



➡ 株主総会へ
出席する
場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付**にご提出ください。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社 I C J が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議決権の行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- ▶ 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使をする旨およびその理由を当社にご通知ください。
- ▶ 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- ▶ 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- ▶ 議決権の行使につき、賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- ▶ インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

➡ インターネット開示情報

- ❖ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。
 - ① 事業報告：当社の新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、会社の体制および方針
 - ② 連結計算書類：連結持分変動計算書、連結注記表
 - ③ 計算書類：株主資本等変動計算書、個別注記表なお、当該書類は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ❖ 当社株主総会の決議結果につきましては、書面による「定時株主総会決議ご通知」のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ❖ 本株主総会終了後、当日の報告事項等の動画を当社ウェブサイトに掲載いたします。



当社ウェブサイト <https://www.aichi-steel.co.jp/>

その他のご案内

株主総会招集ご通知の書面送付サービスについて

2023年3月31日までの書面交付請求を失念された株主様で、株主総会招集ご通知の印刷書面*をご希望の株主様は、2023年6月15日（木曜日）までに、以下のURLにアクセスいただき、必要事項をご記入の上、お申し込みください。

※書面交付請求をされた株主様にお送りしている内容と同様になります。

<https://d.srdb.jp/5482/2306/>



- 株主IDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、下記に従い株主IDおよびパスワードをご入力ください。
株主ID：お手元の議決権行使書用紙に記載されている株主番号
パスワード：株主様のご登録住所の郵便番号（ハイフンなし）
- 本サービスは任意のサービスです。希望者が多数の場合は、ご送付までお時間がかかる場合があることを予めご了承ください。
- 一度お申し込みいただいた場合、二回目以降の登録はできませんので予めご了承ください。
- 迷惑メールフィルターなどで受信を制限されていると、登録内容確認のメールを受信できない場合があります。
「@srdb.jp」のドメインを受信可能な状態にしてください。
- 次回の株主総会以降も引き続き書面のご送付を希望される場合は、別途株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行証券代行部）または当社株式を保有されている証券会社に書面交付請求のお手続きをお申出ください。

事前質問の受付について

議決権をお持ちの株主様ご本人に限り、当社の定時株主総会招集ご通知の記載事項に関するご質問をお受けいたします。

2023年6月14日（水曜日）までに、以下のURLにアクセスいただき、ご質問ください。

お寄せいただきましたご質問のうち、株主の皆様のご関心の高いご質問につきましては、株主総会当日にご回答させていただきます。承りましたご質問・ご意見の全てにつきまして、ご回答をお約束するものではありません。また株主様への個別のご説明・ご連絡は行いませんので、予めご了承ください。

<https://q.srdb.jp/5482/>



- ご質問・ご意見のご登録には、同封の議決権行使書用紙に記載の株主番号の入力が必要になります。
- 株主番号または御氏名に不備があった場合は、受付いたしかねますのでご注意ください。
- ご質問内容はできるだけ具体的・簡潔にお願いいたします。
- ご質問はお一人様につき1問とさせていただきます。
- 非公開情報に関するご質問、金融商品取引法第166条に定める「重要事項」に該当する可能性のあるご質問、個人情報に関わるご質問、法律上回答ができないご質問等につきましては、ご回答を控えさせていただきます。

工場見学会のご案内

株主総会終了後に工場見学を開催します。

※工場見学への参加は事前受付(当日)が必要となります。

【受付時間】 午前9時から9時50分まで（ただし定員になり次第、受付終了します）

【見学時間】 株主総会終了後、2時間程度

【受付場所】 本館ホール棟1F（株主総会受付のとなり）

【定員】 30名

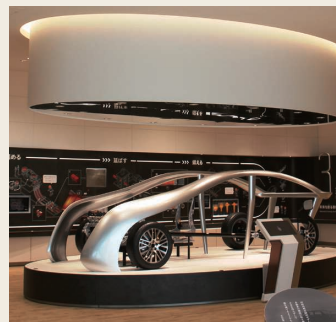
【服装】 安全上、半ズボン・スカート・サンダル・ヒール靴（3cm以上）の方は、ご見学いただけません。ご了承ください。

【見学内容】

- ・本館ビジターセンター
- ・特条製鋼工場 ブルーム連続鑄造機
- ・第4鍛造工場 CVTシャフトプレスライン

【その他】

- ・工場内の写真撮影、録音・録画はご遠慮ください。
- ・工場見学の様子を社内記録用として撮影させていただきます。ご了承ください。



【工場見学に関するお問合せ先】

➔ 総務部 CSR推進室 社会・地域貢献チーム 担当：浅井

TEL. 052-603-9214

株主総会参考書類

<議案および参考事項>

第1号議案 取締役6名選任の件

現任取締役は、今回の株主総会終結の時をもって全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	会社における地位	取締役会への 出席状況 (2022年度)	在任年数 (本総会終結時)
1	再任	ふじおかたかひろ 藤岡高広	取締役社長	14/14回 (100%)	12年
2	再任	なかむらもとし 中村元志	取締役副社長	14/14回 (100%)	5年
3	再任	やすながなおひろ 安永直弘	取締役	14/14回 (100%)	4年
4	再任	やすいこういち 安井香一	取締役	14/14回 (100%)	8年
5	再任	あらいゆうこ 新居勇子	取締役	14/14回 (100%)	7年
6	新任	ごとうなおひで 後藤尚英	経営役員	—	—

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 安井香一および新居勇子の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、安井香一および新居勇子の両氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員に指定しております。
4. 候補者は、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会にて経験・知識・業績等を評価および審議し、取締役会に答申された案を踏まえて選定しております。また、社外取締役候補者の独立性の判断基準は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則を参考としておりますが、経歴・知見・人格など様々な要素を総合的に勘案し、最も相応しい方に候補者となつていただくように選定しております。
5. 当社は安井香一および新居勇子の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者となる役員等が、役員等として行った業務に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を補填することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告3.(3)役員等賠償責任保険契約に関する事項をご参照ください。

取締役候補者

候補者番号

1

ふじおか たかひろ
藤岡 高広

1954年8月31日生



再任

略歴・地位・担当

1979年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社
2006年6月 トヨタ自動車株式会社常務役員
2011年5月 当社常勤顧問
2011年6月 当社取締役社長就任 現在に至る

重要な兼職の状況

上海愛知鍛造有限公司取締役副会長

所有する当社株式の数

33,233株

取締役会への出席状況
(2022年度)

14/14回
(100%)

在任年数

12年

候補者とした理由

2011年より代表取締役を務めており、経営トップとしてリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上に努めるとともに、重要事項の決定や業務執行に対する監督を適切に行っております。また、トヨタ自動車株式会社および当社における豊富な業務経験をベースとしたグローバルな事業経営および経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

なかむら もとし
中村 元志

1960年9月4日生



再任

略歴・地位・担当

1983年4月 トヨタ自動車株式会社入社
2014年4月 同社常務理事
2018年1月 当社常勤顧問
2018年4月 当社専務執行役員
2018年6月 当社取締役専務執行役員
2020年4月 当社取締役副社長就任 現在に至る

[担当]

経営全般補佐
品質保証オフィサー
生産管理オフィサー

重要な兼職の状況

中央発條株式会社社外監査役

所有する当社株式の数
20,434株

取締役会への出席状況
(2022年度)
14 / 14回
(100%)

在任年数
5年

候補者とした理由

2018年より取締役を務めており、経営全般補佐として当社グループの企業価値向上に努めるとともに、品質保証および生産管理オフィサーとして品質マネジメントシステムの改善や生産管理機能の強化に取り組んでおります。また、トヨタ自動車株式会社および当社における豊富な業務経験をベースとした幅広い見識および製造技術に関する高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

やすなが なおひろ
安永 直弘

1959年12月16日生



再任

略歴・地位・担当

1982年 4 月 当社入社
2008年 6 月 当社参与知多工場長
2012年 6 月 当社取締役
2013年 6 月 当社執行役員
2015年 4 月 当社上級執行役員
2015年 6 月 当社取締役上級執行役員
2016年 4 月 当社取締役常務執行役員
2018年 6 月 当社常務執行役員
2019年 4 月 当社専務執行役員
2019年 6 月 当社取締役専務執行役員
2020年 4 月 当社取締役経営役員就任 現在に至る

[担当]

モノづくり革新本部長

所有する当社株式の数

9,434株

取締役会への出席状況
(2022年度)

14 / 14回
(100%)

在任年数

4 年

候補者とした理由

2019年より取締役を務めており、モノづくり革新本部長として当社グループのモノづくり機能の基盤強靱化に取り組むなど、当社グループの企業価値向上に努めております。当社における豊富な業務経験をベースとした幅広い見識および製造技術に関する高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4

やす い こういち
安井 香一

1952年1月8日生



再任

社外

独立

所有する当社株式の数

3,700株

取締役会への出席状況
(2022年度)

14/14回

(100%)

在任年数

8年

略歴・地位・担当

1976年4月 東邦瓦斯株式会社入社
2006年6月 同社執行役員
2008年6月 同社取締役常務執行役員
2010年6月 同社取締役専務執行役員
2012年6月 同社取締役社長
2015年6月 当社取締役就任 現在に至る
2016年6月 東邦瓦斯株式会社取締役会長
2021年6月 同社相談役就任 現在に至る

重要な兼職の状況

東邦瓦斯株式会社相談役
中部日本放送株式会社社外取締役

候補者とした理由および期待される役割

中部地区の中核企業である東邦瓦斯株式会社において、営業部門の要職を経て企業経営者として活躍されることで培われた豊富な経験と幅広い見識、優れた人格および高い倫理性を活かし、経営全般の監督機能強化に尽力いただくことを期待しております。2015年より社外取締役として、取締役会の審議における重要な事項に関し、その独立した立場および他業種出身という視点から、積極的な意見・提言等をいただいております。コーポレート・ガバナンスの強化のため、引き続き社外取締役候補者となりました。

独立性に関する事項

当社の取引先である東邦瓦斯株式会社の相談役であり、事業者として通常のガスの需給取引がありますが、その取引額は売上高の3%未満であり、かつ当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

候補者番号

5

あらい ゆうこ
新居 勇子

1961年1月27日生



再任

社外

独立

所有する当社株式の数

2,900株

取締役会への出席状況
(2022年度)

14 / 14回
(100%)

在任年数

7年

略歴・地位・担当

- 1979年4月 全日本空輸株式会社入社
- 2010年4月 同社大阪支店副支店長
- 2011年4月 同社東京支店副支店長
- 2014年4月 同社執行役員大阪支店長
- 2016年4月 同社上席執行役員営業センター副センター長兼関西支社長
- 2016年6月 当社取締役就任 現在に至る
ANAセールス株式会社(現 ANAあきんど株式会社) 取締役副社長
- 2021年3月 全日本空輸株式会社上席執行役員退任
- 2022年4月 ANAあきんど株式会社顧問就任 現在に至る

重要な兼職の状況

- ANAあきんど株式会社顧問
- ダイキン工業株式会社社外取締役

候補者とした理由および期待される役割

グローバルに事業を展開する全日本空輸株式会社およびANAあきんど株式会社において、営業部門の要職として活躍されることで培われた豊富な経験と幅広い見識、優れた人格および高い倫理性を活かし、経営全般の監督機能強化に尽力いただくことを期待しております。2016年より社外取締役として、取締役会の審議における重要な事項に関し、その独立した立場および他業種出身という視点から、積極的な意見・提言等をいただいております。コーポレート・ガバナンスの強化のため、引き続き社外取締役候補者となりました。

独立性に関する事項

当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

候補者番号

6

ごとう なおひで
後藤 尚英

1966年3月22日生



新任

略歴・地位・担当

1989年 4 月 当社入社
2014年 1 月 当社営業・調達本部 トヨタ営業部長
2016年 4 月 アイチフオージ ユーエスエイ株式会社 取締役社長
2018年 4 月 当社参与 アイチフオージ ユーエスエイ株式会社 取締役社長
2021年 4 月 当社執行職 営業企画オフィサー、トヨタ営業オフィサー
2023年 1 月 当社経営役員就任 現在に至る

[担当]

開発本部 主査

候補者とした理由

主に営業部門に従事し、営業戦略・企画の立案等を通して当社の営業力強化に貢献してきたほか、当社米国子会社では取締役社長として収益の改善に貢献するなど、当社グループの企業価値向上に努めております。当社における豊富な業務経験をベースとしたグローバルな事業経営および経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者となりました。

所有する当社株式の数
11,278株

取締役候補者のスキル・マトリックス

取締役候補者の専門性と経験は次のとおりです。

氏名	役職	企業経営	リスク マネジメント	持続可能な地球 環境への貢献 (E)		事業の変革で豊かな 社会を創造 (S)		従業員の幸せと 会社の発展 (G)		生産・ 品質	営業・ 調達	財務	海外
				環境	エネ ルギー	技術・ 開発	IT・ デジ タル	法務・ コンプラ イアンス	人材 育成・ 多様性				
藤岡高広	取締役社長	○	○				○	○	○	○		○	○
中村元志	取締役副社長	○	○		○	○			○	○			
安永直弘	取締役	○	○	○	○	○				○	○		
安井香一	取締役 社外 独立	○	○	○	○		○	○	○		○	○	
新居勇子	取締役 社外 独立	○							○		○		○
後藤尚英	経営役員	○	○				○	○	○	○	○	○	○

<ご参考>

本定時株主総会終了後の役員体制における取締役を兼務しない経営役員の専門性と経験は次のとおりです。

氏名	役職	企業経営	リスク マネジメント	持続可能な地球 環境への貢献 (E)		事業の変革で豊かな 社会を創造 (S)		従業員の幸せと 会社の発展 (G)		生産・ 品質	営業・ 調達	財務	海外
				環境	エネ ルギー	技術・ 開発	IT・ デジ タル	法務・ コンプラ イアンス	人材 育成・ 多様性				
山中敏幸	経営役員	○									○		
伊藤利男	経営役員	○		○						○			○
野村一衛	経営役員	○				○	○			○			
近藤徹夫	経営役員	○		○						○			○
石井直生	経営役員	○	○	○			○	○	○			○	
深津和也	経営役員	○								○	○		

第2号議案 監査役3名選任の件

今回の株主総会終結の時をもって、監査役知野広明、伊藤浩一および小倉克幸の3氏は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者 番号		氏名	会社における地位	取締役会への 出席状況 (2022年度)	監査役会への 出席状況 (2022年度)	在任年数
1	再任	ちのひろあき 知野広明	常勤監査役	14/14回 (100%)	13/13回 (100%)	4年
2	再任 社外	おぐらかつゆき 小倉克幸	社外監査役	13/14回 (93%)	12/13回 (92%)	4年
3	新任 社外	くまざわそうたるう 熊澤聡太郎	—	—	—	—

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 小倉克幸および熊澤聡太郎の両氏は社外監査役候補者であります。
 3. 候補者は、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会にて経験・知識、業績等を評価および審議し、取締役会に答申された案を踏まえて選定しております。
 4. 当社は知野広明および小倉克幸の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める額としており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、本議案が原案通り承認され、かつ熊澤聡太郎が就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める額とする予定であります。
 6. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者となる役員等が、役員等として行った業務に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を補填することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告3.(3)役員等賠償責任保険契約に関する事項をご参照ください。

監査役候補者

候補者番号

1

ちのひろあき
知野 広明

1959年2月1日生



再任

略歴・地位

1981年4月 当社入社
2007年6月 当社参与経理部長
2008年6月 当社取締役
2013年6月 当社取締役 執行役員
2015年4月 当社取締役 上級執行役員
2017年4月 当社取締役 常務執行役員
2018年6月 当社常務執行役員
2019年6月 当社常勤監査役就任 現在に至る

所有する当社株式の数

6,100株

取締役会への出席状況 (2022年度)

14 / 14回
(100%)

監査役会への出席状況 (2022年度)

13 / 13回
(100%)

在任年数

4年

候補者とした理由

2019年より常勤監査役を務めており、当社の監査業務において重要な役割を果たしております。当社における豊富な業務経験とグローバルな事業経営および経理・財務等に関する知見を活かし、積極的な意見・提言を行っていることから、引き続き監査役候補者としてしました。

候補者番号

2

おぐら かつゆき
小倉 克幸

1963年1月25日生



再任

社外

略歴・地位

1985年4月 トヨタ自動車株式会社入社
2018年1月 同社監査役室長
2019年6月 同社常勤監査役 現在に至る
2019年6月 当社監査役就任 現在に至る

重要な兼職の状況

トヨタ自動車株式会社常勤監査役

所有する当社株式の数

300株

取締役会への出席状況 (2022年度)

13/14回
(93%)

監査役会への出席状況 (2022年度)

12/13回
(92%)

在任年数

4年

候補者とした理由

2019年より社外監査役を務めており、当社の監査業務において重要な役割を果たしております。グローバルに事業を展開するトヨタ自動車株式会社において、管理部門における豊富な経験および経理・財務や監査業務をはじめとする幅広い見識ならびに優れた人格と高い倫理性を有しており、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことで、コーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断したため、引き続き社外監査役候補者としました。

独立性に関する事項

同氏が常勤監査役を務めるトヨタ自動車株式会社は、当社の第1位の株主であり、当社製品等の取引関係がありますが、これらの取引は定型的な取引であり、本人との取引はありません。

候補者番号

3

くまざわ そう た ろ う
熊澤 聡太郎

1964年3月14日生



新任

社外

略歴・地位

1989年4月 トヨタ自動車株式会社入社
2010年1月 同社第1 アッパーボデー設計部長
2012年4月 同社車両基盤企画部長
2016年4月 同社先行開発推進部長
2019年1月 株式会社豊田自動織機自動車事業部製品企画部長
2020年6月 同社執行職
2022年6月 同社経営役員就任 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社豊田自動織機経営役員

所有する当社株式の数

0 株

候補者とした理由

グローバルに事業を展開する株式会社豊田自動織機において、開発部門の要職で培われた豊富な経験と幅広い見識、優れた人格および高い倫理性を有しており、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことで、コーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断したため、社外監査役候補者となりました。

独立性に関する事項

同氏が経営役員を務める株式会社豊田自動織機は、当社の第4位の株主であり、当社製品等の取引関係がありますが、これらの取引は定型的な取引であり、本人との取引はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案が承認されることを条件とし、社外監査役の補欠として選任をお願いするものがあります。補欠監査役が監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間となります。また、本議案の効力は次回定時株主総会開始の時までとしますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によって取り消すことができるものいたします。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者

むな かつ ゆう
宗像 雄

1968年1月10日生



再任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株

略歴・地位

1997年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属）

1997年4月 関谷法律事務所（現 関谷・宗像法律事務所）入所 現在に至る

重要な兼職の状況

弁護士

候補者とした理由

企業経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての法令に関する専門知識を有するとともに、コーポレート・ガバナンスおよび内部統制に関する高度な専門知識や幅広い見識と豊富な経験ならびに優れた人格と高い倫理性を有しております。また、その独立した立場および弁護士という視点から、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことで、コーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断したため、補欠の社外監査役候補者となりました。

独立性に関する事項

同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

(注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

2. 同氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3. 当社は、本議案が原案通り承認され、かつ同氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員に指定する予定であります。

4. 候補者は、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会にて経験・知識、業績等を評価および審議し、取締役会に答申された案を踏まえて選定しております。また、補欠の社外監査役候補者の独立性の判断基準は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則を参考としておりますが、経歴・知見・人格など様々な要素を総合的に勘案し、最も相応しい方に候補者となつていただくように選定しております。

5. 当社は、本議案が原案通り承認され、かつ同氏が監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める額とする予定であります。

6. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者となる役員等が、役員等として行った業務に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を補填することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。同氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告3.(3)役員等賠償責任保険契約に関する事項をご参照ください。

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による行動制限が多くの国で緩和され、経済活動の再開が進みましたが、昨年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻を背景とした原油・天然ガス等資源価格の上昇やインフレ抑制に向けた世界的な金融引き締めなど世界経済の先行きは不透明な状況となっております。

当社グループを取り巻く環境としましては、主要ユーザーである自動車産業において部品不足により急激な減産が発生する状況が継続するなど、従来以上に柔軟・迅速な対応が求められる状況が続きました。また、自動車業界は100年に一度と言われる大変革期を迎えており、車の電動化・自動運転化が当社グループに与える影響は大きく、トヨタ自動車が「BEV（バッテリー式電気自動車）ファーストの発想」とコメントするなど、その潮流は今後も加速すると予想されます。

このような状況のなか、「我々愛知製鋼グループが将来めざす姿」として2020年度にまとめた、「2030年ビジョン」の実現を目指し、2022年度は、「未来への絶え間ない成長に向けて（Survival for the future） Aichi Wayでの“大変革”！」をスローガンとして、『モノづくりの底力』を引き上げる事業基盤の強靱化』『両利きの経営』の推進（既存事業の継続・発展と、新規ビジネスの育成加速）「グローバルでの連結経営力の強化」「明るく、風通しの良い職場に向けて」といった重点施策に取り組んでまいりました。

1) 『モノづくりの底力』を引き上げる事業基盤の強靱化

地政学リスクやカーボンニュートラル（以下、CN）への対応を受けた、資材・エネルギー価格の上昇に加え、自動車メーカーの急激な減産に伴う対応が必要となるなど、まさに、パーマクライシス（Permacrisis：長期にわたる不安定な状況）とも呼べる極めて厳しい経営環境となりました。

そのようななか、2021年度以降の購入品価格高騰に対する販売価格への反映につきましては、お客様の従来以上のご理解もあり、相当部分は当期中に反映することができました。同時に、全社一丸となり、限量経営（生産量の増減に見合ったコストミニマムな生産体制構築）を徹底し、「モノづくりの底力」の向上を図ってまいりました。具体的には、TPS（トヨタ生産方式）、TPM（全員参加の生産保全）、TQM（総合的品質管理）の3つのTを駆使しながら、工程スルーでの生産性・品質改善活動と労働生産性や原単位（※1）にこだわった改善活動を実践し、品質、原価、生産性全ての面でレベルアップし、づくりの実力は着実に向上しております。

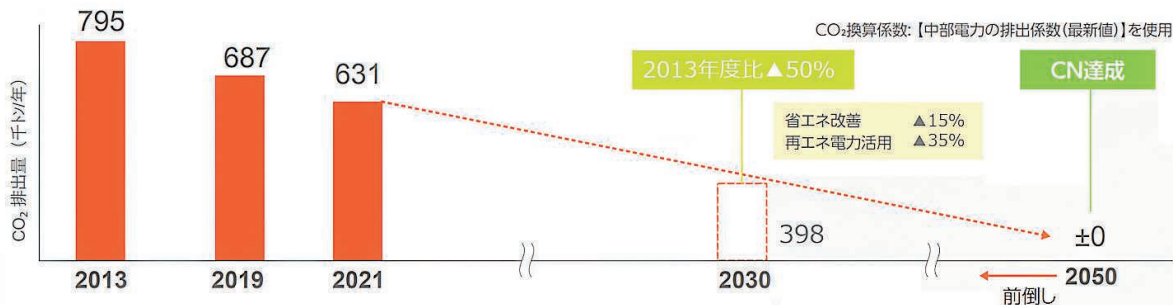
また、当社グループは、CNを持続可能な社会を実現するための重要な取り組みと認識しております。これまでの地道な省エネ活動に加え、「再エネ電力（再生可能エネルギー由来の電力）」「CNな都市ガス（※2）」導入により、昨年中に、当社の関、岐阜、東浦、電子部品工場の4工場でCNを実現しております。加えて、本年3月には当社創業の地である刈谷工場でも「CNな都市ガス」への燃料転換が完了し、当社7工場のうち5工場のCNを実現いたしました。残りの知多、鍛造工場についても、2030年度までにCO₂排出量を2013年度比50%削減するための具体的なロードマップを策定できたことから、当社の2030年度におけるCO₂削減目標を35%から50%削減に引き上げました。

あわせて、気候変動は当社グループが持続可能な成長を目指すうえで重要な経営課題の一つと認識しています。2021年12月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言（※3）に賛同し、昨年6月には、提言のフレームワークに即した情報開示を行いました。

今後も当社グループは、長年培ってきた省エネ技術のレベルアップや再エネ活用に加え、工程省略、バイオ加炭材活用、フォークリフトの電動化や水素技術の全域展開、革新電気炉の導入検討など、CO₂削減技術を導入していくことで、2050年度を目標としているCNの早期実現も見据え、取り組みを加速してまいります。

加えて、本年3月には、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」（※4）を基本とし、当社グループの全ての役員・従業員が遵守すべき人権に関する最上位方針として、「愛知製鋼グループ人権方針」を策定いたしました。当社グループはこれまでも人を大切にする経営に取り組んできましたが、人権方針として明確にすることで社外への理解促進と社員の意識向上を目指します。当社グループが社会に価値を提供し、広く社会から信頼され、選ばれる会社であり続けるために、ステークホルダーの皆様一人ひとりと真摯に向き合い、事業活動に関わる全ての人々の人権を尊重する取り組みを推進してまいります。

- ※1 生産量当たりの工数・資材・エネルギー等の使用量であり、つくりの実力を表す。
- ※2 天然ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生するCO₂を、森林保全プロジェクト等を通じて削減・吸収し相殺（カーボンオフセット）したLNG（液化天然ガス）で製造した都市ガス。
- ※3 G20の要請を受け、2015年に金融システムの安定化を図る国際的組織である「金融安定理事会（FSB）」により設立されたタスクフォースが示した、気候変動をもたらす企業のリスク・機会への明確で比較可能な情報開示の枠組み。
- ※4 企業活動により重大な損害を被るリスクにさらされている人々を守ることを目的に、2011年に国連人権理事会で採択された人権尊重のあり方に関する基礎的な国際文書。

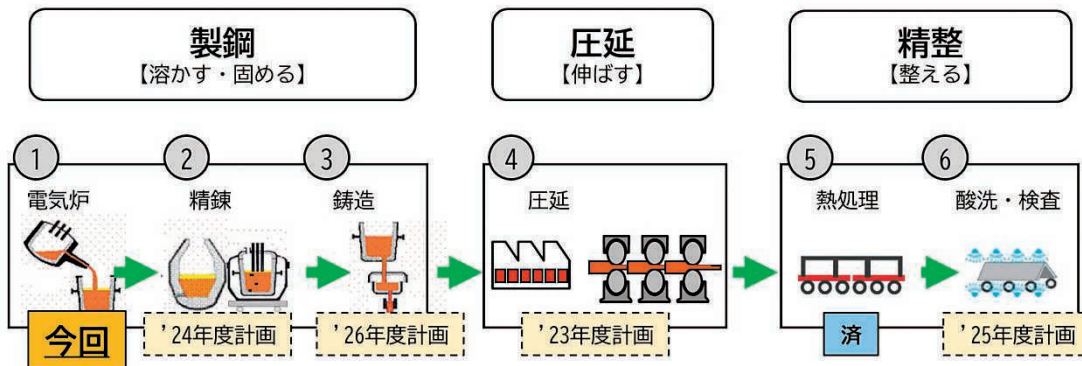


CO₂排出量の削減目標を50%（2013年度比）に引き上げ

2) 『両利きの経営』の推進(既存事業の継続・発展と、新規ビジネスの育成加速)・グローバルでの連結経営力の強化

既存事業の発展のための取り組みの一つとして、当社は2026年度までにステンレス鋼材の供給能力を2019年度比で4割増強(9万トン/年体制)し、水素社会の実現やインフラの刷新、長寿命化に向けた需要拡大に対応することを目指しています。具体的には上流側の製鋼工程から下流側の酸洗・検査工程まで工程スルーでの製造プロセス改革を3ステップに分けて、計画的に実施しており、その第1ステップとして、約10億円を投じて、ステンレス鋼用電気炉「50トン溶解炉 (1号電気炉)」の炉殻および制御システムを更新し、電気炉の刷新を図りました。これにより、製鋼工程の供給能力の安定確保、つくりの可視化・最適化によるスマートファクトリーの実現に向けたIoT基盤の構築、エネルギー使用効率化によるCO₂削減を実現し、能力増強の足固めを実施しました。

今後も、製造プロセス改革を計画的に実施し、ステンレス鋼材の供給能力増強とともに、良品廉価なステンレス鋼材の安定供給を通じてサステナブル社会の実現に貢献していきます。

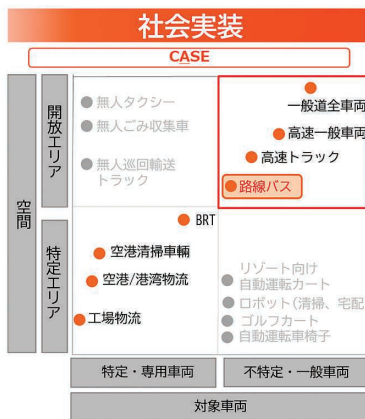


ステンレス鋼の製造プロセス改革

また、新規ビジネスの育成事例といたしましては、自動運転への貢献として、GMPS（磁気マーカシステム）が、東日本旅客鉄道株式会社気仙沼線BRT（Bus Rapid Transitの略。バス専用道等を用いた高速輸送システム）にて、昨年12月より柳津駅～陸前横山駅間で実用化された自動運転バスに導入されました。これは、これまで日本各地において、厳しい気象条件や周辺環境の下で実証実験を積み重ね、高い信頼性を獲得してきたGMPSの、初めての社会実装事例となります。2018年から継続的に参画してきました実証実験において、GMPSは、正確性を求められる車線維持や正着制御をはじめ、GNSS（※1）電波の届かないトンネルなどの場面で、高精度かつ安定的な性能を実証してきたことにより、GMPSが「安全性に直結する高精度な自車位置推定」を担うシステムとして認められたものと考えております。

今後は今回の社会実装を皮切りに、あらゆる道路・車両への社会実装を目標として取り組むことで、安全・安心な次世代モビリティ社会の実現に貢献してまいります。

※1 Global Navigation Satellite System（全球測位衛星システム）。アメリカが運営しているGPSはその一つ。



GMPS取り組み概念図

3) 明るく、風通しの良い職場に向けて

当社グループは社員が誇りを持ち、幸せを感じられる職場風土をつくるため、2021年4月より職場風土改革プロジェクトを発足し、「上司と部下」や「メンバー同士」の適切なコミュニケーションを通じて、メンバーがお互いを尊重し、働きやすい職場づくりを推進しております。「人材が自然に育つ職場づくり」を目標に、引き続き努力してまいります。

また、「健康」を重要な指標に据え、社員が心身ともにイキイキと働くための健康づくり活動（※1）を健康保険組合とともに地道に推進しています。これらの、社員の健康管理・維持の様々な施策を展開した成果として、本年3月には「健康経営優良法人（大規模法人部門）」（※2）に6年連続で認定されました。

人材育成に関しましては、当社では、デジタル技術を活用した「変化への対応力」を高める取り組みとして「DX人材」の育成を進めております。具体的には、人工知能などを用いて現場の暗黙知を形式知化する能力や、デジタル技術により製品の品質にかかわる条件を最適化する知識などを高めております。今後は業務改革に必要な知識研修を全スタッフに展開し、改革をけん引する「DXリーダー」の選抜・育成を進めてまいります。

※1 当社の健康づくり活動

- ①経営計画 : 中期経営計画に健康に関する取組目標を明記
- ②メンタルヘルス : ストレスチェックの活用によるメンタル不調の未然防止
- ③生活習慣病予防 : 若年齢層への健康教育、中・高年齢層への保健指導、健康習慣改善活動の全社展開、食堂でのヘルシーランチ提供
- ④受動喫煙対策 : 全事業所での所定就業時間内禁煙の実施
- ⑤運動習慣の定着 : 健康保険組合と連携した歩行奨励活動 など

※2 経済産業省と日本健康会議が、特に優良な健康経営を実践している企業を選定し、顕彰するもの

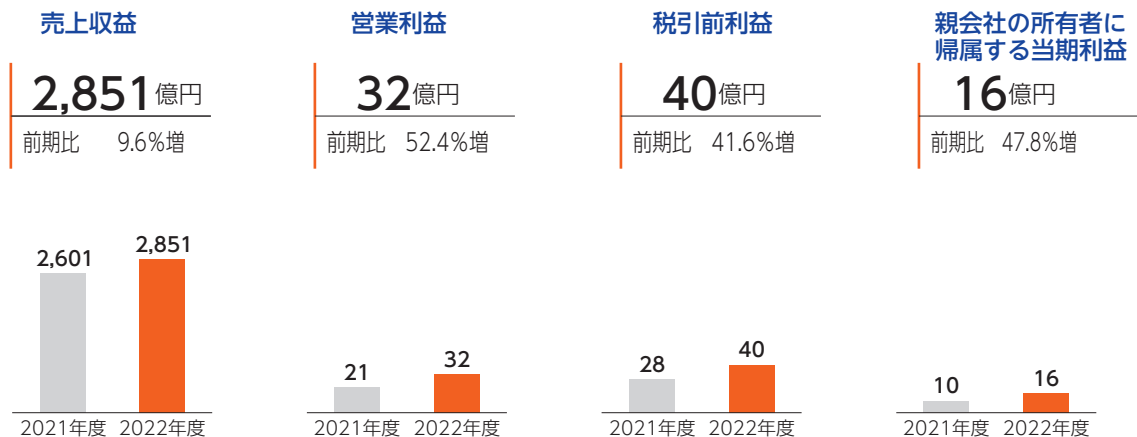
当期の経営成績

当社グループは、当期から連結計算書類を従来の日本基準に替えて国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。これに伴い、前期の数値も、IFRSベースに組み替えています。

当期の業績につきましては、販売数量は減少したものの、販売価格の値上がりにより、売上収益は前期と比較して250億円（9.6%）増の2,851億円と過去最高となりました。売上収益の内訳は、鋼カンパニーで1,056億円、ステンレスカンパニーで422億円、鍛カンパニーで1,144億円、スマートカンパニーで202億円、その他で25億円となっております。

利益につきましては、販売数量の減少や、合金鉄・購入鋳片やエネルギー等の購入品価格の高騰が減益要因となった一方で、販売価格の値上がりが増益要因となり、営業利益は前期比11億2千1百万円（52.4%）増の32億6千万円となりました。また、税引前利益は前期比12億4百万円（41.6%）増の40億9千9百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比5億2千1百万円（47.8%）増の16億1千万円となりました。

ご参考



(注) 2022年度よりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。また、2021年度についてもIFRSベースに組み替えた数値を記載しております。

鋼(ハガネ)カンパニー



棒鋼



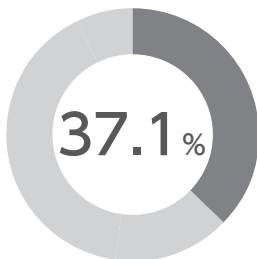
平鋼

【製品例】・構造用鋼 ・ばね鋼
・軸受鋼など

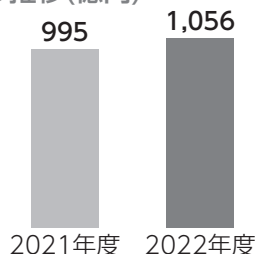
売上収益

1,056億円
(前期比6.2%増)

売上収益構成比



売上収益の推移(億円)



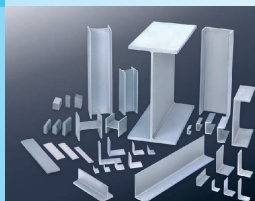
特殊鋼の販売数量の減少はあったものの、販売価格の値上がりにより、当期の売上収益は、前期と比較して、61億3千1百万円(6.2%)増加し、1,056億8千7百万円となりました。

【主な取組み】

① 期中での主要ユーザーの需要変動が大きい環境下、安全・品質・生産の基盤強化として、相互啓発コミュニケーション・現地現物点検を通じた安全マネジメント改革、暗黙知の形式知化による自工程完結レベルアップ、現地現物・原理原則で真因追求にこだわった品質ロス低減に取り組みました。また、購入品価格の上昇に対し、限量経営深化によるつくりの実力向上として、科学的アプローチによる課題の見える化・原単位改善、マルチスキル化を通じた労働生産性向上活動などに取り組みました。

② アセアン地域での競争力向上、インド市場進出および日本国内の激しい需要変動に対応する生産の上方弾力性確保を目的に、バルドマン スペシャル スチール社(以下、バルドマン)への資本参加と現地現物での技術支援を継続的に実施してきました。昨年9月には第2期技術支援契約を締結し、さらなる品質向上と生産性向上を目指しております(現状比20%以上)。これまでの支援により、バルドマンの品質・生産能力が向上し、日系のお客様に満足いただける製品を製造できるようになったことから、本年1月より、当社グループのアセアン鍛造拠点(タイ、インドネシア)への鋼材供給を開始いたしました。

ステンレス カンパニー



ステンレス形鋼

高圧水素用
ステンレス鋼

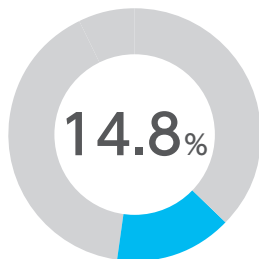


- 【製品例】
- ・ステンレス形鋼
 - ・高圧水素用ステンレス鋼
 - ・刃物用ステンレス鋼など

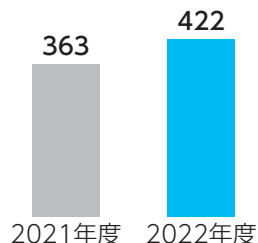
売上収益

422億円
(前期比16.3%増)

売上収益構成比



売上収益の推移(億円)



ステンレス鋼の販売価格の値上がりにより、当期の売上収益は、前期と比較して、59億2千2百万円(16.3%)増加し、422億4千4百万円となりました。

【主な取組み】

- ① 「安全な職場、成長する職場、活気ある職場」を目指し、健全な成長を実現するため、相互研鑽による安全最優先の職場づくり、良品条件を確立した自工程完結による品質第一のものづくりの実現、設備投資効果の最大発揮、マルチスキル化の職場範囲拡大による負荷平準化を通じた要員マネジメントの先手対応などに取り組み、モノづくり力を着実に向上してまいりました。
- ② 東邦ガス株式会社と協力し、水素・都市ガス兼用バーナ(※1)を、当社刈谷工場の鋼材熱処理炉に導入し、水素燃料の活用を目指し、鋼材熱処理炉における水素燃焼技術の開発、実証実験を開始いたしました。

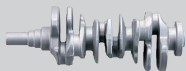
※1 東邦ガス株式会社と日本ファーンエス株式会社が共同開発した、日本で初めて部品交換不要で水素・都市ガスを兼用できるバーナ。独自の空気流や噴出速度により、水素燃焼によるNOx排出抑制やバーナ部品劣化を防止している。
(東邦ガス株式会社、アイチセラテック株式会社のエンジニアリング技術により、当社刈谷工場の鋼材熱処理炉に導入)

鍛(キタエル)カンパニー



CVTシャフト

クランクシャフト

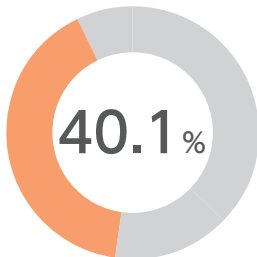


- 【製品例】
- ・クランクシャフト
 - ・デифференシャルリングギヤ
 - ・リアアクスルシャフトなど

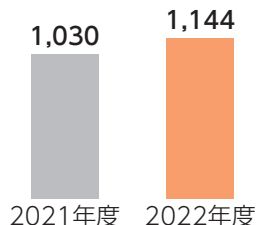
売上収益

1,144億円
(前期比11.1%増)

売上収益構成比



売上収益の推移(億円)



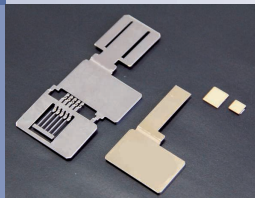
鍛造品の販売数量減少はあったものの、販売価格の値上がりにより、当期の売上収益は、前期と比較して、114億2千6百万円(11.1%)増加し、1,144億6千3百万円となりました。

【主な取組み】

- ① 主要ユーザーの生産量が不透明な状況が続くなか、労働生産性マネジメントをはじめとする限量経営で対応し、上方・下方弾力性を継続的に向上させました。具体的には工場、生産技術が一体となった型寿命の向上活動や真因追及と本質対策にこだわった不良ロス低減活動に取り組み、大きな成果を上げました。
- ② 米国子会社であるアイチフォージ ユーエスエイ株式会社(AFU)において、鍛造部品であるコネクティングロッド(※1)の新生産ラインを稼働開始いたしました。新生産ラインは、トヨタ自動車のグローバル標準ラインをさらに充実させ、高強度・高精度を実現する鍛造技術、品質保証体制を実現しています。また、国際情勢の変化による供給リスクにも柔軟に対応できるようになり、トヨタグループ全体の相互補完による安定供給体制を実現いたしました。

※1 エンジンが起こす上下方向の力(運動エネルギー)を、クランクシャフトへ回転運動に変換して伝える部品であり、軽量さと頑丈さが求められる。

スマート カンパニー



パワーカード用
リードフレーム

マグファイน์®

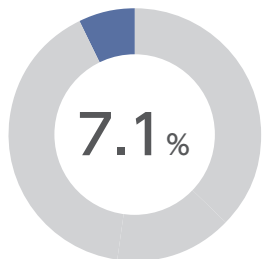


- 【製品例】
- ・パワーカード用リードフレーム
 - ・マグファイน์®
 - ・コールドプレート
 - ・MIセンサなど

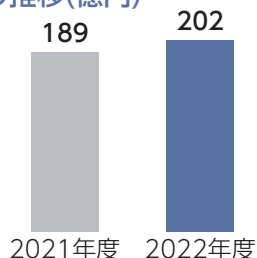
売上収益

202億円
(前期比6.7%増)

売上収益構成比



売上収益の推移(億円)



電子部品の売上の増加により、当期の売上収益は、前期と比較して、12億7千3百万円(6.7%)増加し、202億4千3百万円となりました。

〔主な取組み〕

① 電子部品事業では、電動車の需要急増を見据え、岐阜工場(岐阜県各務原市)にてパワーカード(※1)用リードフレーム(以下、リードフレーム)第3ラインを稼働開始いたしました。このラインでは、長年培ってきた加工技術をさらに進化させ、精密プレス的高速化とめっき表面の高精浄化・均質化に加え、独自設計の自動画像検査装置の導入による全数検査の高速化・省人化を実現しました。これにより、さらなる高品質化と従来比1.5倍の生産性を両立し、将来の需要増を見据えた革新的なライン設計となっています。本ラインでの量産開始により、当社のリードフレームの生産能力は計約7,200万個/年(約30%増)へと増大しました。

② デンタル事業では、磁力により義歯(入れ歯)を維持固定する歯科用精密磁性アタッチメント(磁石式入れ歯)を2021年10月より販売開始しました。当社初の保険適用の新製品「マグフィット® M」の旺盛な受注を取り込み、保険市場獲得による成長の足掛かりにつなげることができました。

※1 パワー半導体が複数セットされたカード型のパワーモジュール。車1台に複数枚が使われている。

(2) 設備投資の状況

設備投資は、主として、鋼材・鍛造品・電磁品の製造設備の合理化および老朽更新ならびに機能向上・能力増強のため、総額185億円を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

設備投資計画を織り込んだキャッシュ・フローをふまえて、当社は、昨年6月に、金融機関から200億円の長期借入れを実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、コロナ禍による経済社会活動への制約がほぼ解消され社会活動が回復することが期待される一方、欧米では、高インフレ・金融引き締めの影響を受けた個人消費の落ち込みが懸念されるなど、2023年度の世界経済は低成長が見込まれております。

また、自動車業界では、「100年に一度の大変革期」といわれるCASE（未来の車の特性をConnected・Autonomous・Shared・Electricの頭文字で表したもの）に向けた動きが加速しています。これは、特殊鋼や鍛造品など素材や部品を通じてクルマの可能性を広げてきた当社にとって、新たな挑戦であり事業拡大の機会と捉えております。既存事業でモノづくりをしっかりと守り、発展させながら、新たな事業の創出にもモノづくりの力を活用し、収益の維持と拡大を同時に図る「両利きの経営」を実践してまいります。

さらに、2050年度を目標としているCNの早期実現も見据え、スピード感を持った取り組みにさらなる力を注いでいく必要性を感じております。今後は、革新的な電気炉の導入検討や水素、アンモニアを用いた加熱技術の開発、バイオ燃料といった新たな動力源を採用した構内車両の使用なども進めてまいります。

上記のとおり、コロナ禍、地政学リスク、CASE、CNと言った世界規模の課題が当社の経営に影響を与えており、まさにパーマクライシスと言える激しい変化が続いております。今こそ、社員一人一人がその状況を自分事として捉え、情報収集力（先読み力）とチーム一丸で取り組むことを大切に、高い志で自ら変革にスピード感を持って挑戦してまいります。

そのようななか、当社グループは、「2030年ビジョン」実現を目指し、2023年度は、「AichiWayでの“大変革”！将来の生き残りをかけ、全員本気で全力発揮！！」をスローガンとして、以下の施策を中心に取り組んでまいります。

1. 「モノづくりの底力」向上と「稼ぐ力」強化
 - 1－（１）：迅速かつ的確なアクションにつながる原価管理のしくみ構築
 - 1－（２）：TPSをベースにロスの徹底改善とTPM再構築でつくりの実力向上
 - 1－（３）：グローバルおよび新ビジネスを意識した調達基盤強化による競争力向上
 - 1－（４）：原材料・エネルギー価格の変動をリニアに転嫁できるしくみと将来に向けた顧客・品種戦略の構築

2. 明日の愛知製鋼を見据えた両利きの経営
 - 2－（１）：基幹事業の持続的成長を死守する改革シナリオ構築とビジョンの明確化
 - 2－（２）：素材技術のDNAをベースとしたCASEやCNに対応する高機能製品の開発推進
 - 2－（３）：マーケット環境を踏まえ、着地点を明確にした技術開発による新規ビジネスの早期事業化
 - 2－（４）：限られたリソースの最適配分とビジネスチャンスへの集中投入
 - 2－（５）：海外プロジェクトの確実な遂行による連結収益基盤の強化
 - 2－（６）：CNおよびDXシナリオのプロジェクト推進とカンパニービジョンの明確化

3. 会社とステークホルダーを守るコンプライアンス・ガバナンス
 - 3－（１）：重要な情報の速やかな共有と監査体制の拡充によるリスクマネジメントの充実
 - 3－（２）：グループガバナンスの強化に向けた子会社の戦略的サポート

4. 明日を支える人材の育成と風土醸成
 - 4－（１）：風通し良く、かつ規律ある職場づくり
 - 4－（２）：立場に応じた役割認識と俯瞰的視野を有するマネジメント育成
 - 4－（３）：現状に疑問をもち考え抜くマインドの定着と問題解決力のレベルアップで仕事の質向上

これらの取り組みをさらに加速・強化することにより、全社員が心をついに力をひとつに、モノづくり力の向上とESG経営実践に向け、全員参加で取り組み、愛知製鋼グループの企業価値を高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

国際会計基準 (IFRS)

区分	第116期 2019年度	第117期 2020年度	第118期 2021年度	第119期 2022年度
売上収益 (百万円)	—	202,247	260,117	285,141
営業利益 (百万円)	—	5,317	2,139	3,260
税引前利益 (百万円)	—	5,552	2,895	4,099
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	—	3,136	1,089	1,610
基本的1株当たり当期利益 (円)	—	159.25	55.29	81.65
資本合計 (百万円)	—	202,883	212,475	214,322
資産合計 (百万円)	—	353,043	364,400	385,449
親会社所有者帰属持分比率 (%)	—	54.65	55.31	52.86
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) (%)	—	1.71	0.55	0.79
資産合計当期利益率 (ROA) (%)	—	0.95	0.30	0.43

(注) 当社は第119期より、IFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。

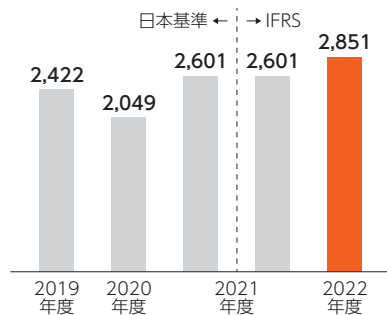
また、ご参考までに第117期、第118期についてもIFRSベースに組み替えた数値を記載しております。

日本基準

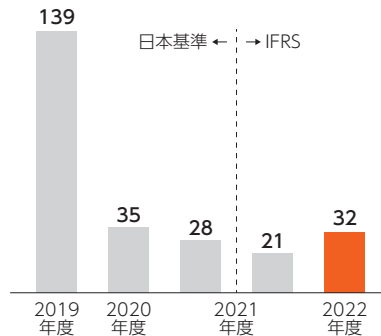
区分	第116期 2019年度	第117期 2020年度	第118期 2021年度	第119期 2022年度
売上高 (百万円)	242,262	204,908	260,138	—
営業利益 (百万円)	13,901	3,563	2,806	—
経常利益 (百万円)	13,776	4,248	3,508	—
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	8,543	3,049	933	—
1株当たり当期純利益 (円)	434.05	154.82	47.38	—
純資産 (百万円)	163,691	179,716	186,904	—
総資産 (百万円)	280,380	314,040	323,866	—
自己資本比率 (%)	55.16	54.07	54.34	—
自己資本利益率 (ROE) (%)	5.56	1.88	0.54	—
総資産利益率 (ROA) (%)	2.99	1.03	0.29	—

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第118期の期首から適用しており、第118期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

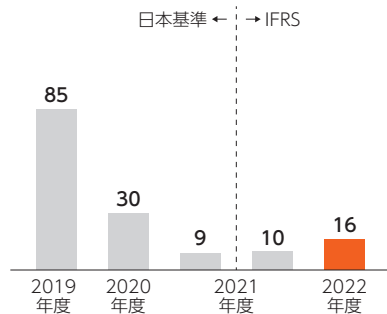
売上収益 (単位：億円)



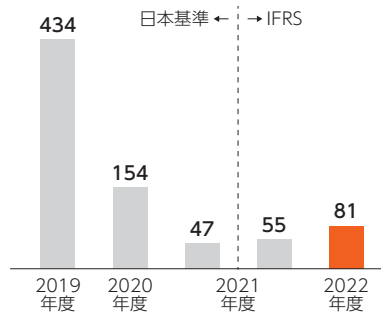
営業利益 (単位：億円)



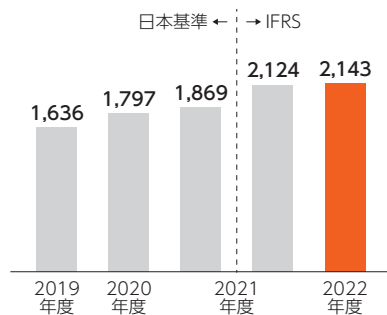
親会社の所有者に
帰属する当期利益 (単位：億円)



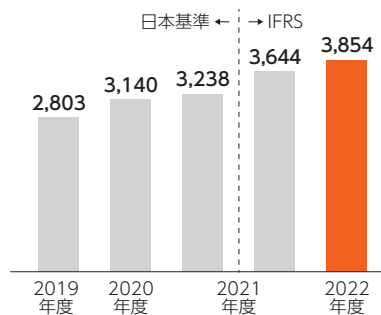
基本的1株当たり
当期利益 (単位：円)



資本合計 (単位：億円)



資産合計 (単位：億円)



(注) 2022年度よりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。
また、ご参考までに2021年度についてもIFRSベースに組み替えた数値を併記しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金または出資金 百万円	議決権比率 %	主要な事業内容
愛鋼株式会社	愛知県	225	*75.48	特殊鋼およびステンレス鋼の加工 および販売
アイチセラテック株式会社	愛知県	50	*67.91	耐火物の製造および販売、工業炉の 設計施工
近江鋳業株式会社	滋賀県	50	*54.58	石灰石等鋳物の採掘、加工および販売
アイチ テクノメタル フカウミ 株式会社	新潟県	70	86.32	ステンレス鋼の圧延、二次加工 および販売
アイチ物流株式会社	愛知県	39	92.28	貨物運送業、荷役業および倉庫業
アイチ情報システム株式会社	愛知県	80	86.90	ソフトウェアの開発、コンピュータ および周辺機器の販売、メンテナンス
アイコーサービス株式会社	愛知県	30	100.00	日用雑貨品等販売業、飲食店業、給食業 および造園緑化事業
株式会社アスデックス	愛知県	100	60.00	鍛造用金型の開発、設計、製造 および販売
アイチ フォージ フィリピン 株式会社	フィリ ピン	千フィリピンペソ 511,000	85.00	鍛造品の製造および販売
アイチフォージ ユーエスエイ 株式会社	米国	千米ドル 105,861	100.00	鍛造品の製造および販売
アイチ ヨーロッパ有限会社	ドイツ	千ユーロ 100	100.00	磁石応用製品等の販売
アイチ フォージ (タイランド) 株式会社	タイ	千バーツ 470,000	90.00	鍛造品の製造および販売
上海愛知鍛造有限公司	中国	千人民元 229,596	48.00	鍛造品の製造および販売
アイチ フォージング インドネシア株式会社	インド ネシア	千米ドル 3,600	100.00	鍛造品の精整および販売
アイチ マグファイン チェコ 有限会社	チェコ	千チェココルナ 50,000	*65.00	磁石応用製品の製造
アイチコリア株式会社	韓国	千ウォン 200,000	100.00	ステンレス鋼等の販売
愛知磁石科技 (平湖) 有限公司	中国	千人民元 15,230	100.00	磁石応用製品の販売
浙江愛智機電有限公司	中国	千人民元 41,500	56.62	磁石応用製品の製造

(注) 議決権比率欄の*印は、子会社による所有を含む比率を表示しております。

(7) 企業集団の主要な事業内容

区分	主な製品およびサービス
鋼(ハガネ)カンパニー	特殊鋼(熱間圧延材)、製鋼用資材
ステンレスカンパニー	ステンレス鋼およびチタン(熱間圧延材、二次加工品)、ステンレス鋼構造物エンジニアリング
鍛(キタエル)カンパニー	型打鍛造品(自動車部品粗形材、機械部品粗形材など)、鍛造用金型加工品
スマートカンパニー	電子機能材料・部品、磁石応用製品、植物活性材、金属繊維
その他の事業	子会社によるコンピューターソフト開発、物品販売、緑化

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地
営業拠点	東京支店、大阪支店、福岡営業所
工場	知多工場、刈谷工場、鍛造工場、東浦工場、電子部品工場 [以上 愛知県] 岐阜工場、関工場 [以上 岐阜県]

② 子会社

「(6) 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減
4,650名	△90名

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,707名	△28名	39.7歳	18.1年

(10) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
第9回シンジケートローン	3,000
株式会社みずほ銀行	13,000
株式会社三井住友銀行	12,000
株式会社三菱UFJ銀行	12,000
信金中央金庫	8,000
株式会社りそな銀行	7,000
株式会社京都銀行	5,000
農林中央金庫	5,000
株式会社愛知銀行	4,000
岐阜県信用農業協同組合連合会	4,000
株式会社名古屋銀行	3,000
株式会社八十二銀行	3,000
株式会社百五銀行	3,000
みずほ信託銀行株式会社	3,000
株式会社千葉銀行	1,000

(注) 第9回シンジケートローンは、三井住友信託銀行株式会社を幹事とする融資によるものであります。

2. 当社の株式に関する事項

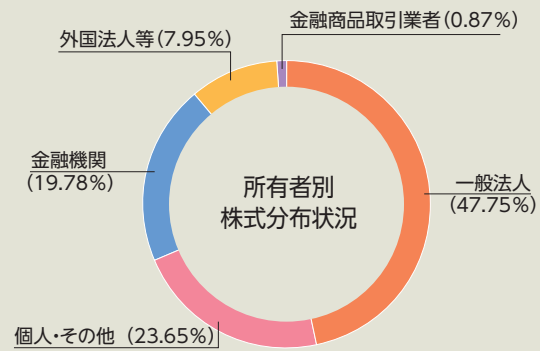
- (1) 発行可能株式総数 47,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,886,675株 (うち自己株式158,902株)
- (3) 株主数 9,799名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
トヨタ自動車株式会社	4,715	23.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,555	7.88
日本製鉄株式会社	1,531	7.76
株式会社豊田自動織機	1,360	6.90
株式会社三井住友銀行	491	2.49
株式会社三菱UFJ銀行	474	2.40
トヨタ不動産株式会社	461	2.34
愛知製鋼従業員持株会	410	2.08
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	383	1.94
豊鋼会持株会	329	1.67

(5) 当事業年度中に会社役員に職務執行の対価として交付した株式の状況

役員区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	11,603	4
社外取締役	-	-
監査役	-	-

- (注) 1. 当社は取締役 (社外取締役を除く) に対して非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬を支給しております。当該譲渡制限付株式報酬の内容の概要等は、3.(6) 非金銭報酬等に関する事項をご参照ください。
2. 社外取締役・監査役は独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の支給はありません。



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
藤岡高広	* 取締役社長	上海愛知鍛造有限公司取締役副会長
中村元志	* 取締役副社長	経営全般補佐、品質保証オフィサー、生産管理オフィサー、中央発條株式会社社外監査役
安永直弘	取締役	モノづくり革新本部長
# 野村一衛	取締役	開発本部長
安井香一	取締役	東邦瓦斯株式会社相談役、中部日本放送株式会社社外取締役
新居勇子	取締役	ANAあきんど株式会社顧問 ダイキン工業株式会社社外取締役
知野広明	常勤監査役	
横田博史	常勤監査役	
伊藤浩一	監査役	株式会社豊田自動織機経営役員
小倉克幸	監査役	トヨタ自動車株式会社常勤監査役

- (注) 1. *印は、代表取締役であります。
2. #印は、2022年6月22日開催の第118回定時株主総会で新たに選任された取締役であります。
3. 取締役小島勝憲氏は、2022年6月22日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
4. 取締役のうち、安井香一および新居勇子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役のうち、伊藤浩一および小倉克幸の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 安井香一および新居勇子の両氏について、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
7. 安井香一氏が相談役を務める東邦瓦斯株式会社は、当社と事業者として通常のガスの需給取引があります。また、同氏が社外取締役を務める中部日本放送株式会社と当社との関係について、特に記載すべき事項はありません。
8. 新居勇子氏の重要な兼職先と当社との関係について、特に記載すべき事項はありません。
9. 伊藤浩一氏が経営役員を務める株式会社豊田自動織機は、当社の第4位の株主であり、当社製品等の取引関係があります。
10. 小倉克幸氏が常勤監査役を務めるトヨタ自動車株式会社は、当社の第1位の株主であり、当社製品等の主要な取引関係があります。
11. 2023年4月1日付けで、下記のとおり、担当および重要な兼職の状況に変更があります。

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
野村一衛	取締役	開発本部長、開発企画オフィサー

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同第423条第1項に定める責任について、同第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者となる役員等が、役員等として行った業務に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を補填することとしております。なお、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求に対しては補填しないこと、一定の免責金額を設ける等の措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者である役員等は、当社および当社子会社の全ての取締役、経営役員、執行職および監査役であり、その保険料は全額当社および当社子会社による会社負担としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	261	213	24	24	7
(うち社外取締役)	(24)	(24)	(-)	(-)	(2)
監査役	85	85	-	-	4
(うち社外監査役)	(12)	(12)	(-)	(-)	(2)
合計	346	298	24	24	11
(うち社外役員)	(36)	(36)	(-)	(-)	(4)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、2023年5月16日開催の取締役会で決議した賞与金額を計上しています。
2. 非金銭報酬等は、取締役(社外取締役を除く)に対し交付した譲渡制限付株式に関し、当事業年度に費用化された金額を計上しています。
3. 上記には、2022年6月22日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役を含んでおります。
4. 経営陣幹部、取締役の報酬については過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役を委員長とする役員報酬・人事案策定委員会で審議、取締役会に答申しております。取締役会では同委員会の答申を踏まえ決定しております。また、社外取締役を除く取締役の報酬は固定報酬、業績連動報酬である賞与および非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成されております。社外取締役・監査役は独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、業績連動報酬である賞与および非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の支給はありません。

(5) 業績連動報酬等に関する事項

当社の持続的な企業価値向上および事業計画達成のための短期インセンティブとして、業績連動報酬である賞与を支給しており、その支給額は以下の基準に基づき決定しております。

- 1) 賞与は、各期の業績をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案する。業績連動部分に関しては、中期経営計画で連結営業利益を目標指標としていることから、連結営業損益に連動させる。
- 2) 賞与金額は、過去の連結営業損益の推移等から基準営業利益および基準賞与額を決めた上で、当該事業年度の連結営業損益との比較を行い、賞与支給のための指数を算出した上で、基準賞与額に指数を乗じ算定する。なお、この指数は当該事業年度の連結営業損益が零または損失の場合は0%となり、利益の場合はその金額に連動して増加するものとする。
- 3) 個人別の賞与金額の決定にあたっては、会社業績への貢献度や、中期経営計画におけるプロジェクト等の進捗率を勘案した評価を反映するものとする。

なお、当事業年度を含む連結営業損益の推移は1.(5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

(6) 非金銭報酬等に関する事項

株主とのさらなる価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブとして、取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」)に非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬を支給しております。対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定します。

対象取締役は、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について割当を受けます。また、当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は、年20,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会が決定します。

なお、支給の際に付された条件の概要等は以下のとおりです。

- 1) 対象取締役は、割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」)の払込期日から当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間(以下「譲渡制限期間」)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」)。
- 2) 対象取締役が、譲渡制限期間の開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間の満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を無償で取得する。

- 3) 上記1)の定めにかかわらず、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- 4) 上記1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 取締役および監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の月額報酬および賞与の限度額は、2020年6月18日開催の第116回定時株主総会にて年額600百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず、うち社外取締役分は年額100百万円以内）と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。また、監査役の報酬限度額は、2020年6月18日開催の第116回定時株主総会にて年額150百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

譲渡制限付株式報酬の報酬総額は、2020年6月18日開催の第116回定時株主総会にて年額50百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）の金銭債権を支給することおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間として当該譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役会が定める地位を退任した時点の直後の時点までの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

(8) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は会社法第361条第7項の規定に基づき、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を取締役会で定めており、その概要は以下のとおりです。

取締役報酬の決定方針

(基本的な考え方)

当社の取締役報酬制度は、以下の考え方に基づき設計する。

1. 取締役のそれぞれに求められる役割および責任に応じたものとする。
2. 当社の事業戦略に整合したものであり、持続的な企業価値向上に向けた取り組みを取締役に促すものとする。
3. 経営者としてより一層強い責任感を持ち、株主と同じ目線に立った経営の推進を動機付けるものとする。
4. 経済環境や市場動向に加えて、他社の支給水準を考慮の上、報酬の水準を設定する。
5. 報酬制度の決定プロセスは客観的で透明性の高いものとする。

(報酬の構成および割合)

社外取締役を除く取締役の報酬については、a.固定報酬としての月額報酬、b.短期インセンティブ報酬としての賞与、c.中長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬から構成することとする。

a. 固定報酬としての月額報酬

各取締役の役割・職責に応じて決定し、固定報酬として月額報酬を支給する。

b. 短期インセンティブ報酬としての賞与

3. (5) 業績連動報酬等に関する事項に記載のとおり。

c. 中長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬

株主とのさらなる価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブとして、以下のとおり、一定の譲渡制限期間を設けた上で、当社普通株式を付与する。

- 1) 原則として毎年、当社と付与対象者の間で譲渡制限付株式割当契約を締結した上で、その職位に応じて決定された数の当社普通株式を付与する。
- 2) その付与される株式の数は、当社が付与対象者に対して支給する報酬全体の金額の概ね10%程度の金額に相当する数を目安とする。
- 3) 譲渡制限期間は、譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた当社の普通株式の払込期日から当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間とする。

なお、社外取締役を除く取締役の報酬の構成割合は、業績目標を100%達成した場合に、a:b:cの割合が概ね72:18:10となるよう設計する。

社外取締役の報酬については、独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、賞与および株式報酬の支給はなく、固定報酬としての月額報酬のみとする。当該固定報酬としての月額報酬は、経済環境や市場動向、他社の支給水準を考慮の上、決定する。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項)

当社の取締役の報酬等については、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会において、報酬等の体系および水準、個人別の報酬等の内容、それらの決定方針並びに手続きについて諮問し、その結果を踏まえ、取締役の報酬等の方針並びに個人別報酬等の内容等を決定する。

(取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項)

固定報酬としての月額報酬および業績連動報酬としての賞与のうち、個人別の評価に係る金額の部分については、その内容の決定を代表取締役社長に委任する。

権限を委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためである。

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会に原案を諮問し答申を得るものとする。

なお、当該事業年度の取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、役員報酬・人事案策定委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(9) 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

当事業年度における社外取締役を除く取締役に支給した固定報酬としての月額報酬および業績連動報酬である賞与のうち、個人別の評価に係る金額の部分については、その内容の決定を代表取締役社長の藤岡高広に委任しております。権限を委任した理由および権限が適切に行使されるようにするための措置については、3.(8) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項に記載のとおりです。

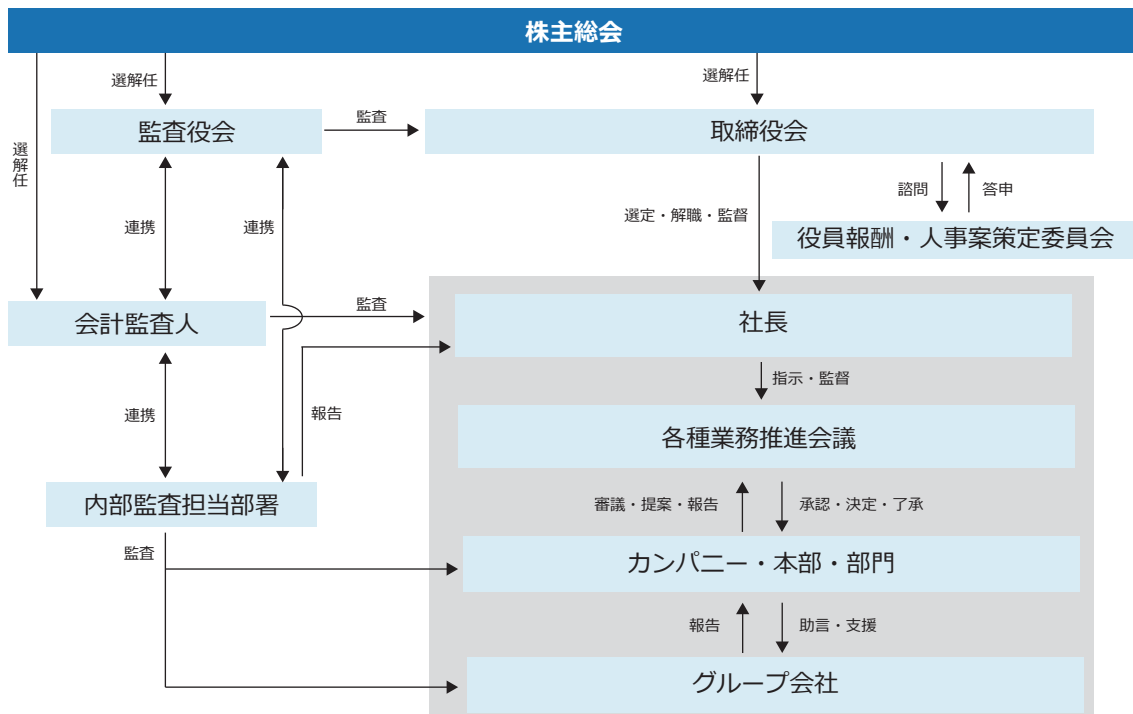
(10) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	安井香一	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に関する議題について積極的に意見・提言を行っており、経営全般の監督機能の強化に貢献しております。また、任意の役員報酬・人事案策定委員会では委員長を務め、役員等の指名および報酬の決定に関する取締役会への答申を主導しております。
社外取締役	新居勇子	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、グローバル企業における豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に関する議題について積極的に意見・提言を行っており、経営全般の監督機能の強化に貢献しております。また、任意の役員報酬・人事案策定委員会の委員として、役員等の指名および報酬の決定における透明性および客観性の向上に貢献しております。
社外監査役	伊藤浩一	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回（93%）および監査役会の全てに出席し、グローバル企業における営業部門の要職として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する有益な意見・指摘を行っております。
社外監査役	小倉克幸	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回（93%）および監査役会13回のうち12回（92%）に出席し、グローバル企業における経理・財務や監査業務の要職として培われた豊富な経験から、当社の経営に対する有益な意見・指摘を行っております。

<ご参考>コーポレートガバナンス体制について

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、当社および当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制を整備し、コンプライアンス・リスクマネジメントの徹底、職務の効率性確保、グループ管理体制および監査役に関する事項につき、適正な運用に努め、毎年その運用状況を確認し、体制のさらなる充実をめざします。



取締役会	独立社外取締役2名を含む6名の取締役から構成されており、当社の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監督をしております。
監査役会	社外監査役2名を含む4名の監査役から構成されており、取締役の職務執行の適法性・適正性を監査するとともに、必要に応じて会計監査人および内部監査担当部署と連携をして、内部統制システムの整備状況を監査しております。
役員報酬・人事案策定委員会	独立社外取締役2名と取締役社長で構成されており、委員長は独立社外取締役が務めております。取締役の報酬並びに取締役・監査役候補の指名および経営陣幹部の選解任について審議し、取締役会へ答申をしております。
各種業務推進会議	役員および経営陣幹部等で構成される各種業務推進会議にて、経営に関わる重要事項の審議・情報共有や業務執行状況の確認を行っております。
カンパニー・本部・部門	主要製品を基軸としたバーチャル会社である「カンパニー」と、カンパニーの事業運営を支える機能軸として4つの本部から構成される「コーポレートオフィス」、そして安全・品質・監査・生産管理機能を「トップ直轄」に据えた組織体系としております。なお、各カンパニーに「プレジデント」、各本部には「本部長」をそれぞれ配置し、責任・権限の委譲を進めるとともに、さらなる意思決定の迅速化を図っております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2023年3月31日現在)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	167,012
現金及び現金同等物	47,534
営業債権及びその他の債権	63,511
その他の金融資産	784
棚卸資産	54,381
その他の流動資産	801
非流動資産	218,436
有形固定資産	126,665
無形資産	3,065
営業債権及びその他の債権	36
その他の金融資産	50,432
退職給付に係る資産	37,509
繰延税金資産	721
その他の非流動資産	5
資産合計	385,449

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	65,205
営業債務及びその他の債務	45,662
借入金	13,313
その他の金融負債	1,018
未払法人所得税	617
その他の流動負債	4,593
非流動負債	105,921
借入金	73,081
その他の金融負債	3,378
退職給付に係る負債	15,008
引当金	751
繰延税金負債	12,954
その他の非流動負債	747
負債合計	171,126
(資本の部)	
親会社の所有者に帰属する持分	203,759
資本金	25,016
資本剰余金	28,232
利益剰余金	120,167
自己株式	△955
その他の資本の構成要素	31,298
非支配持分	10,562
資本合計	214,322
負債及び資本合計	385,449

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額
売上収益	285,141
売上原価	256,073
売上総利益	29,067
販売費及び一般管理費	25,145
その他の収益	399
その他の費用	1,062
営業利益	3,260
金融収益	1,171
金融費用	332
税引前利益	4,099
法人所得税費用	1,228
当期利益	2,870
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,610
非支配持分	1,260
合計	2,870

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	128,223	流動負債	53,588
現金及び預金	26,573	電子記録債務	6,976
電子記録債権	12,212	買掛金	17,224
売掛金	43,240	短期借入金	1,000
商品及び製品	6,851	一年内返済長期借入金	13,000
仕掛品	26,498	リース債務	3
原材料及び貯蔵品	7,721	未払金	2,296
短期貸付金	1,859	未払費用	8,427
未収還付法人税等	103	未払消費税等	565
その他	3,162	前受金	93
固定資産	154,048	預り金	506
有形固定資産	84,577	役員賞与引当金	21
建物	18,580	設備支払手形	10
構築物	3,784	設備関係電子記録債務	3,462
機械及び装置	44,130	固定負債	86,746
車両及び運搬具	152	長期借入金	73,000
工具、器具及び備品	2,452	リース債務	7
土地	11,000	退職給付引当金	13,193
リース資産	9	役員退職慰労引当金	97
建設仮勘定	4,466	資産除去債務	443
無形固定資産	2,602	その他	5
投資その他の資産	66,868	負債合計	140,335
投資有価証券	24,881	(純資産の部)	
関係会社株式	10,357	株主資本	130,836
出資金	301	資本金	25,016
関係会社出資金	2,387	資本剰余金	27,898
長期貸付金	15	資本準備金	27,898
関係会社長期貸付金	4,757	利益剰余金	78,876
前払年金費用	21,141	利益準備金	6,254
繰延税金資産	2,547	その他利益剰余金	72,622
その他	518	固定資産圧縮積立金	163
貸倒引当金	△39	繰越利益剰余金	72,458
資産合計	282,271	自己株式	△955
		評価・換算差額等	11,099
		その他有価証券評価差額金	11,099
		純資産合計	141,936
		負債・純資産合計	282,271

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額	
売上高		225,106
売上原価		203,188
売上総利益		21,918
販売費及び一般管理費		24,134
営業損失		2,216
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,228	
その他の営業外収益	711	3,940
営業外費用		
支払利息	111	
その他の営業外費用	529	641
経常利益		1,082
特別利益		
補助金収入		25
特別損失		
減損損失	103	
固定資産圧縮損	25	128
税引前当期純利益		978
法人税、住民税及び事業税	123	
法人税等調整額	△461	△338
当期純利益		1,317

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月14日

愛知製鋼株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小笠原 修文
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 正英

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、愛知製鋼株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、愛知製鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月14日

愛知製鋼株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小笠原 修文
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 正英
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、愛知製鋼株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する事業報告の記載内容及び不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況を始め、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

愛知製鋼株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	知 野 広 明	㊞
常 勤 監 査 役	横 田 博 史	㊞
監 査 役 (社 外 監 査 役)	伊 藤 浩 一	㊞
監 査 役 (社 外 監 査 役)	小 倉 克 幸	㊞

以 上

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 6月

期末配当金受領株主確定日 3月31日

中間配当金受領株主確定日 9月30日

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関

同 連 絡 先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-232-711 (通話料無料)

公 告 方 法 電子公告

上 場 取 引 所 東京証券取引所、名古屋証券取引所

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求、配当金の振込指定、その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

株主総会会場ご案内図

会 場

愛知製鋼株式会社 本館 大会議室

愛知県東海市荒尾町リノ割220番地

開催日時

2023年6月21日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

株主総会終了後に、報告事項等の映像および主な質疑応答の要旨を当社ウェブサイトに掲載いたします。

交通機関
のご案内

① 名鉄常滑線・河和線「聚楽園駅」から徒歩1分

② 国道23号線（名四国道）名古屋南インターから国道302号線に入り、約5km

※駐車スペースに限りがありますので、ご来場の際には公共交通機関でお越しいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

株主総会会場

愛知製鋼株式会社
本館

